

令和5年度  
福島町議会  
定例会12月会議

令和5年12月12日(火)

諸般の報告  
(第1号)

福島町議会

## 1 提出された案件

### (1) 町長提出案件

- 議案第41号 福島町浄化槽事業の設置等に関する条例  
議案第42号 福島町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例  
議案第43号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第44号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第45号 福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例  
議案第46号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について  
議案第47号 定住向け町有住宅（2号棟）建築主体工事請負契約の議決更正について  
議案第48号 令和5年度福島町一般会計補正予算（第7号）  
議案第49号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

### (2) 議会提出案件

- 発委第10号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について  
選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について  
選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

## 2 町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

|               |         |                  |         |
|---------------|---------|------------------|---------|
| 町長            | 鳴海 清春   | 副町長              | 小鹿 一彦   |
| 総務課長          | 住吉 英之   | 企画課長             | 村田 洋臣   |
| 産業課長          | 福原 貴之   | 町民課長兼吉岡支所長兼会計管理者 | 深山 肇    |
| 認定こども園福島保育所園長 | 吉能 佳織   | 福祉課長             | 小鹿 浩二   |
| 建設課長          | 紙谷 一    | 福祉センター次長         | (石岡 大志) |
| 教育長           | 小野寺 則之  | 事務局長兼給食センター長     | 石岡 大志   |
| 農業委員会事務局長     | (福原 貴之) | 選挙管理委員会書記長       | (住吉 英之) |
| 監査委員          | 本庄屋 誠   | 監査委員             | 高田 重美   |
| 監査委員補助職員      | (鍋谷 浩行) |                  |         |

## 3 職務のため出席した議会事務局職員

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 鍋谷 浩行 | 議事係長 | 福井 理央 |
| 主任     | 角谷 里紗 |      |       |

## 4 監査報告

- 12月7日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(水道事業会計)  
12月8日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。

〔一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、浄化槽整備特別会計、国民健康保険診療所特別会計〕

## 5 常任委員会の調査報告

12月1日 経済福祉常任委員会から所管事務調査の報告があった。

## 6 調査特別委員会の調査報告

12月4日 第6次福島町総合計画策定調査特別委員会から所管事務調査の報告があった。

## 7 休会中の所管事務調査の申し出

11月28日 経済福祉常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。  
12月8日 総務教育常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。  
12月8日 広報広聴常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。  
12月8日 議会運営委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。

## 8 一部事務組合の報告

12月4日 木村隆議員から令和5年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の報告があった。

## 9 議会に関連した諸行事（令和5年度福島町議会定例会11月会議後、本日まで）

11月27日 第6次総合計画策定調査特別委員会  
〃 議会運営委員会(11月会議の反省事項)  
28～30日 町村議会議長全国大会(議長、東京都)  
12月1日 渡島西部広域事務組合議会第3回定例会(議長、関係議員)  
4日 議会基本条例諮問会議答申書手交(議長)  
〃 正副議長会議(定例会12月会議議案説明)  
〃 経済福祉常任委員会意見書手交(正副議長、委員長)  
〃 第6次福島町総合計画策定調査特別委員会意見書手交(正副議長)  
5日 定例会12月会議一般質問通告  
〃 議会運営委員会(定例会12月会議の運営)  
8日 総務教育常任委員会(意見書採択、12月会議後の所管事務調査)  
〃 定例会12月会議に係る議員勉強会(全議員)  
12～14日 定例会12月会議

## 常任委員会の調査報告

令和5年9月12日開催の令和5年度定例会9月第2回会議で決定した休会中の所管事務調査について、次のとおり結果報告書の提出があったので、これを報告する。

令和5年12月12日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

### 記

#### 1 経済福祉常任委員会

- ・ 調査事件3 福島町社会福祉協議会の運営状況について
- ・ 調査事件4 家庭ごみ減量化対策の進捗状況について
- ・ 調査事件5 浄化槽整備特別会計の公営企業会計への移行について
- ・ 調査事件6 国民健康保険事業の運営について
- ・ 調査事件8 町立診療所の経営安定化について
- ・ 調査事件10 有害鳥獣減容化処理施設の管理について
- ・ 調査事件7 新たな吉岡温泉の運営について
- ・ 調査事件9 種苗生産等施設の管理について

福 議 委 号  
令和 5年12月 1日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和5年9月12日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休  
会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記の  
とおり報告する。

記

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| 調査事件        | 3 福島町社会福祉協議<br>会の運営状況について  | 4 家庭ごみ減量化対策<br>の進捗状況について                           | 5 浄化槽整備特別会計<br>の公営企業会計への移行<br>について                 |
| 調査期間        | 令和5年11月21日   |  |  |
| 出席委員        | 委員長 佐藤 孝男<br>委員 平沼 昌平<br>委員 溝部 幸基                                | 副委員長 小鹿 昭義<br>委員 平野 隆雄                             |  |
| 委員外議員       | 議員 熊野 茂夫   |  |  |
| 出席説明員       | 町長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>町民課長 深山 肇<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>町民課長補佐 中塚 雅史 | 町長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>町民課長 深山 肇<br>町民課長補佐 中塚 雅史 | 町長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>町民課長 深山 肇<br>町民課長補佐 中塚 雅史 |
| 議会事務局<br>職員 | 事務局長 鍋谷 浩行<br>主任 角谷 里紗   | 係長 福井 理央   |  |

## **[委員会意見]**

### **調査事件 3 福島町社会福祉協議会の運営状況について**

**(令和5年11月21日調査)**

福島町社会福祉協議会の運営状況に関する調査については、これまで継続して行っているが、このたび、町より社会福祉協議会の令和4年度決算状況と今後の支援の在り方について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### **【論点とした調査項目・意見】**

社会福祉協議会の令和4年度の決算状況と今後の支援の在り方については一定の理解をしたが、示された資料には歳入歳出の内訳等が記載されていないため社会福祉協議会の運営状況を検証するためのデータとして十分ではない点を指摘しておくとともに、次の事項について検討されたい。

#### **1 町の支援の在り方について**

社会福祉協議会の法人運営事業決算は黒字となっているが、多額の町支援を受け、内訳が示されず要因が明確に説明されない状況には疑義が残る。

当初予算・健全化計画の算定についても改めて検証するべきと思慮する。

法人運営には課題も多く、介護事業の改善を含めて事務局体制の強化を図るべきと思慮する。支援の在り方として、過去に町から事務局長を派遣した経緯もあり、町も職員数不足で苦慮しているが、人的支援として再度職員を派遣することも検討するべきと思慮する。

#### **2 介護保険事業について**

社会福祉協議会が運営する介護保険事業についても黒字となっているが、その要因として職員の退職による人件費の減が挙げられており、人手不足から法人の職員が兼務するなど厳しい状況にあり、協議会の本来業務である福祉サービスの低下が懸念される。

町内での人材確保は困難になっているが、社会福祉協議会は町に必要な組織であり町としても人材確保への対応、解消策の検討について協力していく必要があると思慮する。

事業を継続するためには現在提供している介護事業を限定(縮小)することも一つの方法として検討する必要があると考えるが、町の福祉において介護サービスの維持は重要であり、まずは、町が主導して介護事業の状況を精査して、町と町内介護事業所が実情(人材確保・介護対象者減少等)を共通認識し、今後の介護サービスの維持について協議する必要があると思慮する。

## [委員会意見]

### 調査事件 4 家庭ごみ減量化対策の進捗状況について

(令和5年11月21日調査)

町のごみ減量化対策については、本委員会において継続して調査を行っており、前回調査では、西部四町で取り組んで行くためにも、町が率先して家庭ごみ減量化の基本的な対策から見直し、町全体で取り組む必要がある旨の意見を付して報告している。

このたび、町よりごみ減量化対策の進捗状況等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示されたごみ減量化対策の進捗状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討願いたい。

#### 1 町民への周知について

減量化に向けた取り組みとして町広報で4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）等について周知されたとのことだが、未だに人口1人当たりの負担金が渡島管内で1番高い水準となっていることを踏まえると、町民へのごみ減量化に対する意識付けが進んでいないことは明白であり、これまでのPR方法では効果が薄いことが想定される。町民への意識付けを進めるにあたっては、町内の実情等をしっかり精査し、分別徹底等の先進事例を参考にしながら、早急に町としての減量化手法を計画し、各分野・町民が協働して取り組むべきと思慮する。

令和5年度から電動生ごみ処理機購入への補助金を拡充しているが、町内で販売している店舗がないことから補助実績がない状況となっている。普及を進めるためにも実物を町民の目につく所（役場庁舎、公共施設等）に設置することや、モニターを依頼する等の有効な手法も検討されたい。

#### 2 広域的な取り組みについて

現在、渡島西部四町が連携してごみの減量化に向けた検討を行っているとのことだが、町では来年度から始まる6次計においてSDGsに取り組むこととしており、ごみ減量化はその重要な取組みと考える。

各町から出されるごみの状況や減量化に向けた取組の内容が異なるため、広域的な連携を進めるためにも、まずは、生ごみ・資源ごみの分別徹底と燃えるごみの分析(構成町別)が減量化に向けた第一歩と思慮するので検討されたい。

## **[委員会意見]**

### **調査事件 5 浄化槽整備特別会計の公営企業会計への移行について**

**(令和5年11月21日調査)**

町の浄化槽整備事業会計は、多くの自治体が採用している官庁会計方式（特別会計）により運営しておりますが、国は、人口3万人未満の市町村に対し、令和5年度までに公営企業会計に移行するよう要請しており、町では、令和6年度からの適用に向け移行作業を進めている。

このたび、町より移行に向けた対応状況等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### **【論点とした調査項目・意見】**

浄化槽整備事業会計の公営企業会計への移行に向けた対応状況については、公営企業法の「一部適用」を選択した経緯や会計を担当する部署を変更しない理由等について一定の理解をしたが、移行に係る経緯等については町広報等で町民に分かりやすく周知することを望む。

今後も浄化槽の普及を図っていくべきであり、高齢化が進む町内において一般既存住宅への設置が進まないことが想定されるため、普及活動により一層力を入れる必要があると思慮するので検討されたい。



福 議 委 号  
令和 5 年 1 2 月 1 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和5年9月12日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

|         |   |  |  |
|---------|---|--|--|
| 調査事件    | 6 国民健康保険事業の運営について   | 8 町立診療所の経営安定化について  | 10 有害鳥獣減容化処理施設の管理について                          |
| 調査期間    | 令和5年11月16日  |  |  |
| 出席委員    | 委員長 佐藤 孝男<br>委員 平沼 昌平<br>委員 溝部 幸基<br>副委員長 小鹿 昭義<br>委員 平野 隆雄               |  |  |
| 出席説明員   | 副町長 小鹿 一彦<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>町民課長 深山 肇<br>福祉課長補佐 吉澤 裕治<br>福祉課国民健康保険係長 尾崎 司宙 | 副町長 小鹿 一彦<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>福祉課長補佐 吉澤 裕治<br>福祉課国民健康保険係長 尾崎 司宙 | 副町長 小鹿 一彦<br>産業課長 福原 貴之<br>産業課長補佐 (農林担当) 要田 吾朗 |
| 議会事務局職員 | 事務局長 鍋谷 浩行<br>主任 角谷 里紗<br>係長 福井 理央  |  |  |

## **[委員会意見]**

### **調査事件 6 国民健康保険事業の運営について**

**(令和5年11月16日調査)**

町では、国民健康保険事業の運営にあたって、令和4年度に、広域化に伴う保険料水準の統一に対応することを目的に大幅な税率改正を実施しております。最終的には令和12年度の全道市町村統一保険料を因るため、税率を毎年度見直し、必要に応じて改正することとしており、このたび、町より令和5年度の国民健康保険事業の運営状況と、令和6年度の税率改正に向けた資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### **【論点とした調査項目・意見】**

町より示された令和5年度の国民健康保険事業の運営状況、令和6年度に向けた税率改正の内容については一定の理解をしたが、今後事業を進めて行くに当たっては次の事項について検討されたい。

#### **1 町民への周知について**

令和6年度の税率改正に向けたスケジュールにおいて、町広報等により町民に周知するとしているが、今回示された内容も含めた国保事業全般については、町民に十分理解されていないと感じている。国保事業を運営していくにあたっては町民の理解が重要であり、特に昨年から進めている令和12年度の統一保険税に向けた税率の改正と、その考え方（基金を取り崩しながら北海道の基準にあわせた改正をしていく等）を周知徹底する必要があると思慮するので、できるだけわかりやすい広報内容を検討されたい。

#### **2 国民健康保険事業基金について**

町の統一保険税に向けた税率改正については、道のシミュレーションを基に税の急激な上昇を抑える形で決めており、道納付金で不足する部分については基金を取り崩して補填するとしているが、道のシミュレーションは毎年見直されるとのことであり、未だ道の示す税率とは開きがあることから、令和12年の統一後の国保会計の運営にも不安が残るため、税率改正・基金支消についての考え方を一度整理して慎重に対応する必要があると思慮するので検討されたい。

## **[委員会意見]**

### **調査事件 8 町立診療所の経営安定化について**

(令和5年11月16日調査)

町立診療所の経営状況については、平成30年6月の診療所開設以来、議会としても注視してきたところだが、令和4年度決算は黒字となっているものの、単年度収支は赤字となるなど、未だ安定した経営には至っていない状況にある。

このたび、町より「町立診療所の経営状況」について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### **【論点とした調査項目・意見】**

町より示された町立診療所の経営状況と、経営安定化に向けた取り組みについては一定の理解をしたが、次の事項について検討願いたい。

#### **1 町立診療所の経営安定化について**

診療所の経営状況については、令和4年度の単年度収支が赤字となり、令和5年度上半期の利用者が令和4年度を下回る(特に訪問診療)等、未だ安定した経営とはなっていない状況にある。町内の医療体制を考慮すると、町立診療所の維持は重要であり、引き続き町と診療所(医師)で連携しながら来院者の増加に向けた対策を熟慮する必要があるが、今後の人口減少は明らかであり、来院者数が今後急激に伸びて行くことは想定しづらく、町立診療所の安定運営を目指すためには、町内の薬局を活用し医薬分業等省力化を検討し、医師を除いた職員体制を見直すべきと思慮する。

## [委員会意見]

### 調査事件 10 有害鳥獣減容化処理施設の管理について

(令和5年11月16日調査)

有害鳥獣減容化処理施設については、令和6年4月からの本格稼働に向け現在工事が進められているところであり、このたび、町より有害鳥獣減容化処理施設の管理に係る条例(案)等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された有害鳥獣減容化処理施設の管理条例(案)等については一定の理解をしたが、管理の体制や利用料等について具体的に示されていないことから、今後、渡島西部四町での利用も含め、不透明になっている部分について早急に整理すると共に、以下の点について検討されたい。

#### 1 有害鳥獣減容化処理施設の管理について

##### (1) 町外からの処理受入について

他町からの処理受入について、具体的な処理料の額は示されていないが、処理料を検討する際は、ランニングコストだけでなくイニシャルコスト等も勘案するなど、初期投資した当町の負担が過大にならないよう適正な額で算定されたい。使用料の精算は、搬入都度ではなく、期間を設定し各町毎に対応(一括請求)することを検討されたい。

町内の施設に持ち込まれた個体の捕獲データ等については適正に管理されていると思うが、町外から受け入れの際には捕獲データの提出・確認を規定するなど、適正に管理する必要があると思慮するので検討されたい。

##### (2) 渡島西部四町での運営の検討について

当該施設については、将来的に渡島西部四町での運営を想定し各町と協議をしているとのことだが、各町における捕獲後の処理の考え方や、ハンターによる処理の状況等には相違があり、広域的施設運営に移行するには時間が掛かることが想定される。また、他の三町から受け入れた場合、施設の許容量を超えることが想定され、対応策として設備の増設も検討されると思うが、その際は他の三町が応分の負担をし、当町の負担が発生しないよう慎重に協議を進める必要があると思慮する。

##### (3) 管理条例(案)等について

今回示された管理条例(案)等について、以下の点を検討されたい。

- ・ 条例第1条3行目:農業被害だけでなく森林業についても加えるべきと思慮する。

- 条例第 20 条:損害賠償について使用者と定義しているが、基本的に使用者が、減容設備に直接対応することは、想定されていないと考えられることから修正すべきと思慮する。
- 規則第 2 条:受け入れ時間が正午までとしているが、開所時間を午後 5 時までとしており、冷凍庫での保管も可能なので受入時間について再考すべきと思慮する。

福 議 委 号  
令和 5 年 1 2 月 1 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和5年9月12日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休  
会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記の  
とおり報告する。

記

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 調査事件    | 7 新たな吉岡温泉の運営について                                     | 9 種苗生産等施設の管理について   |
| 調査期間    | 令和5年11月24日   |  |
| 出席委員    | 委員長 佐藤 孝男<br>委員 平沼 昌平<br>委員 溝部 幸基                    | 副委員長 小鹿 昭義<br>委員 平野 隆雄                                     |
| 委員外議員   | 議員 藤山 大  |  |
| 出席説明員   | 町 長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>福祉課長補佐 吉澤 裕治 | 町 長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>産業課長 福原 貴之<br>産業課指導普及係長<br>川合 力哉 |
| 議会事務局職員 | 事務局長 鍋谷 浩行<br>主任 角谷 里紗                               | 係 長 福井 理央  |

## [委員会意見]

### 調査事件 7 新たな吉岡温泉の運営について（令和5年11月24日調査）

町では新たな温泉施設の整備を令和6年4月のオープンに向けて進めているが、施設規模、熱源などの設備が現施設と大きく異なるため、施設の管理・運営内容についても見直しを検討しており、このたび、町より、資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された新たな吉岡温泉の運営等の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1 新たな吉岡温泉の運営等について

##### (1) 新たな施設の変更点について

新たな施設の変更点として営業時間の変更を予定しているが、その根拠として示されたのは直近3日間のデータだけであり、現状を把握するには不十分と考える。繁忙期、閑散期を含めた年間のデータを基に指定管理者と協議し、シーズン毎に営業時間を変更するなど臨機応変に対応することも必要と思慮するので検討されたい。

公共施設の運営はインセンティブが出づらく、指定管理者へ一定の配慮が必要と考えるが、町と指定管理者の認識にずれがあると感じられるので、担当課においては管理運営内容について指定管理者と定期的な打ち合わせを行い状況の把握に努め適切に対応することを望む。

##### (2) 木質バイオマスボイラーに係る木質チップの取扱いについて

導入される木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップの確保については、地元業者の生産体制が整うまで、知内町森林組合から購入することとしているが、整備計画から3年ほど経過し未だ資料には協議の内容が示されておらず、必要量が十分供給されるのか、購入単価と町内で生産する単価の比較等、懸念される点も多く、来年のオープンに向けて内容を明確にし、木質チップの確保に万全を期すことを望む。

町内業者の生産体制整備については、財源（国の補助金等）確保の関係から施設のオープンには間に合わないことは理解しているが、町内業者と体制整備に向けた話し合いを進め、国・道に対し強く要望するなど、令和7年度中には地元で木質チップの製造・供給が出来るよう万全の対応を取られたい。

### (3) 新施設供用開始及び現施設の閉館について

既存施設から新施設へ源泉を切り替え、営業準備のための閉館期間を1か月程度としているが、町内には銭湯等代替できる施設が無く、公共施設についても満足に対応できない状況であり、施工業者・指定管理者としっかり協議し、できるだけ閉館期間を短縮するよう努められたい。

温泉の源泉については、掘削してから30年近く経過し揚湯量の低下等が懸念される。吉岡温泉を町民の憩いの場として長く運営していくためにも源泉の状況をしっかり把握し営業に支障をきたさないよう慎重な管理を望む。



## [委員会意見]

### 調査事件 9 種苗生産等施設の管理について（令和5年11月24日調査）

種苗生産等施設は、町の基幹産業である水産業の主要産物であるコンブ、ウニ等の安定した水揚げを図るための重要な施設であり、令和6年4月からの供用開始に向け現在工事が行われており、このたび、町より、施設の管理運営方法等について資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

#### 【論点とした調査項目・意見】

町より示された種苗生産等施設の管理運営方法や条例・規則（案）等については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1 種苗生産等施設の管理等について

新しい施設の管理については、既存施設と同様に福島吉岡漁業協同組合へ委託することとしており、管理費についても、現在、別々に管理している施設が集約されることで経費節減が見込まれるとしているが、管理委託料のほかに町の補助金による支援も継続するとしており、組合に対してはより一層の経費節減に取り込まれる事を期待する。

既存施設の活用方法として、新たな施設において種苗生産が安定するまでの保険的な活用や倉庫として利用することを検討しているが、組合員からは過去に施設修繕の際、費用の一部を負担した経緯から、新たに何らかの負担が求められるのではないかとの声もあり、組合員の不安払しょくのために、組合が管理運営内容等について周知徹底を図るよう協議されたい。

近年、海水温の上昇など海洋環境が変化してきており、昆布養殖においても毛（ヒドロゾア）の付着時期が早まるなど養殖環境に影響が出はじめ種苗の品質の低下を危惧する不安の声もあり、今のうちから対応策を関係機関（北大、道水産試験場等）へ依頼する必要があると思慮するので、新たな施設の活用にあたっては、そのための試験等へ対応することも検討されたい。

## 調査特別委員会の調査報告

令和5年9月14日開催の令和5年度定例会9月第2回会議において設置した調査特別委員会から、次のとおり調査報告書の提出があったので、これを報告する。

令和5年12月12日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

### 1 第6次福島町総合計画策定調査特別委員会

- ・調査事件 第6次福島町総合計画策定に関する調査について

福 議 特 委 号  
令和 5 年 1 2 月 4 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

第 6 次総合計画策定調査特別委員会  
委員長 平野 隆雄

調査特別委員会調査報告書の提出について

令和 5 年 9 月 1 4 日、令和 5 年度定例会 9 月第 2 回会議において、閉会中に調査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の調査報告書を、会議条例第 5 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

調査特別委員会報告書

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 調査事件        | 第6次総合計画策定に関する調査について   |   |
| 調査結果        | 別紙のとおり  |   |
| 調査期間        | 令和5年9月14日～令和5年11月27日（4日間）   |   |
| 開催日         | 令和5年9月14日（木）  | 令和5年10月4日（水）  |
| 出席委員        | 委員長 平野 隆雄<br>副委員長 藤山 大<br>委員 杉村 志朗<br>委員 佐藤 孝男<br>委員 小鹿 昭義<br>委員 平沼 昌平<br>委員 木村 隆<br>委員 熊野 茂夫 | 委員長 平野 隆雄<br>副委員長 藤山 大<br>委員 杉村 志朗<br>委員 佐藤 孝男<br>委員 小鹿 昭義<br>委員 木村 隆<br>委員 熊野 茂夫   |
| 欠席委員        | なし  | 委員 平沼 昌平  |
| 職務のため出席した議員 | なし  | 議長 溝部 幸基  |
| 出席説明員       | なし  | 町長 鳴海 清春<br>副町長 工藤 泰<br>教育長 小野寺則之<br>総務課長 住吉 英之<br>企画課長 村田 洋臣<br>産業課長 福原 貴之<br>町民課長 深山 肇<br>認定こども園福島保育所長<br>吉能 佳織<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>建設課長 紙谷 一<br>教育委員会事務局長兼給食<br>センター長 石岡 大志<br>企画課企画係長<br>澤田 元気 |
| 議会事務局職員     | 事務局長 鍋谷 浩行<br>係長 福井 理央<br>主任 角谷 里紗  | 事務局長 鍋谷 浩行<br>係長 福井 理央<br>主任 角谷 里紗  |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 調査事件        | 第6次総合計画策定に関する調査について  |  |
| 調査結果        | 別紙のとおり   |  |
| 調査期間        | 令和5年9月14日～令和5年11月27日（4日間）  |  |
| 開催日         | 令和5年11月6日（月）   | 令和5年11月27日（月）  |
| 出席委員        | 委員長 平野 隆雄<br>副委員長 藤山 大<br>委員 杉村 志朗<br>委員 佐藤 孝男<br>委員 小鹿 昭義<br>委員 平沼 昌平<br>委員 木村 隆<br>委員 熊野 茂夫  | 委員長 平野 隆雄<br>副委員長 藤山 大<br>委員 杉村 志朗<br>委員 佐藤 孝男<br>委員 小鹿 昭義<br>委員 平沼 昌平<br>委員 木村 隆<br>委員 熊野 茂夫  |
| 欠席委員        | なし   | なし   |
| 職務のため出席した議員 | 議長 溝部 幸基   | 議長 溝部 幸基   |
| 出席説明員       | 副町長 小鹿 一彦<br>教育長 小野寺則之<br>総務課長 住吉 英之<br>企画課長 村田 洋臣<br>産業課長 福原 貴之<br>町民課長 深山 肇<br>認定こども園福島保育所長<br>吉能 佳織<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>建設課長 紙谷 一<br>教育委員会事務局長兼給食<br>センター長 石岡 大志<br>企画課企画係長<br>澤田 元気 | 町長 鳴海 清春<br>副町長 小鹿 一彦<br>教育長 小野寺則之<br>総務課長 住吉 英之<br>企画課長 村田 洋臣<br>産業課長 福原 貴之<br>町民課長 深山 肇<br>認定こども園福島保育所長<br>吉能 佳織<br>福祉課長 小鹿 浩二<br>建設課長 紙谷 一<br>教育委員会事務局長兼給食<br>センター長 石岡 大志<br>企画課企画係長<br>澤田 元気 |
| 議会事務局職員     | 事務局長 鍋谷 浩行<br>係長 福井 理央<br>主任 角谷 里紗   | 事務局長 鍋谷 浩行<br>係長 福井 理央<br>主任 角谷 里紗   |

# 特別委員会調査報告

## 調査事件 第6次総合計画策定に関する調査について

「まちづくり基本条例」において、条例の目的・目標に基づくまちづくりの具現化のため総合計画の策定を規定、町政運営を進めておりますが、現行の第5次福島町総合計画の計画期間が令和5年度で終了することから新たな第6次福島町総合計画の策定に向けた作業を進めている。

総合計画は、まちづくりの最上位の計画であり、議会としては、議会基本条例の目的に示されている「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を実践する取り組みとして、集中的に調査・審議したものであり、結果を以下のとおり報告する。

### 1 開催状況及び調査内容

#### (1) 第1回目 令和5年9月14日(木) 開催

##### ①正・副委員長の互選

委員長 平野 隆雄、副委員長 藤山 大

②第6次総合計画策定に係る今後のスケジュール等の確認と、意見交換を実施した。

#### (2) 第2回目 令和5年10月4日(水) 開催

町から提出された第6次総合計画の基本計画案、第5次総合計画基本計画施策評価等の関係資料に基づき、質疑・意見交換を行った。

#### (3) 第3回目 令和5年11月6日(月) 開催

町から提出された第6次総合計画の実施計画案等の関係資料に基づき、質疑・意見交換を行った。

#### (4) 第4回目 令和5年11月27日(月) 開催

これまでの調査において出された意見等を整理し、最終的な第6次総合計画案を資料に基づき質疑・意見交換を行った。

## 2 調査の論点と意見

### (1) 第6次総合計画実施計画（案）について

これまでの調査において出された意見等を整理し調整・見直した内容については一定の理解をするが、事業を進めるに当たっては次の点について留意・検討されたい。

#### ① 青函トンネル記念館屋外展示物解体撤去事業について

青函トンネル記念館屋外展示物の撤去計画、特に「くろしお号」については、当時の取り組み等を伝える大変貴重なものであり、寄贈していただいた方等には相当な想いがあると推察される。このまま展示するには多額の費用がかかることから撤去としたようだが、誠意をもって関係者の理解を得る協議を継続し、厳しい状況下で探査に挑戦した方々の思いをしっかりと受け止めて方向性を見出す努力をするべきと思慮する。

青函トンネル記念館については、町が第2青函トンネル構想の実現を町内外に発信していくうえで重要な施設であり、屋内展示物もこれまでの当時の状況を伝える展示から、今のトンネル掘削技術等をPRして行くような展示に変えて行くことも必要と思慮する。

今後、国や北海道など広く陳情活動をしていく上で、地元の機運を盛り上げていくためにも、町民・職員が情報発信できるよう理解を深め、第2青函トンネルの必要性を感じてもらえるための取り組みについて検討されたい。

#### ② コミュニティ活動支援事業について

目標を上方修正しているが、これまでの事業内容を少人数・高齢者でも実施可能なものに見直すなどの検討を行い、1町内会でも多く事業に参加してもらえるよう努められたい。

### (2) 総括意見

本特別委員会は、議会議員の改選があったことから、改選前に一度設置・調査を行い、改選後に再度設置し調査を継続してきた。

これまでの調査意見は、すでに中間報告として町に提示しているので省略するが、今回の調査において、これまでの意見等を整理・調整した「第6次福島町総合計画（案）」が示され、内容を調査・確認を行ったことで、総合計画を構成する「基本構想」「基本計画」「実施計画」について一通り調査を終えたことから、本特別委員会の所期の目的を達成したと判断し、調査を終了する。

これまでも指摘しているが、総合計画の策定と運用に関する条例第5条において、総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、議決対象としており、さらに、同条例第13条では、町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とするとしている。ここでいう政策等が「実施計画」となるが、全体事業件数が96件（うち新規事業24件）あり、全事業について、詳細に確認し、適否を判断するには、時間的に多少無理があったと思慮する。

実施計画を議決する意義は、あくまでも基本構想・基本計画に基づく、具体的な政策メニューの把握（確認）と財政見通し（計画）を見極めるためにあり、実施計画全事業の執

行（予算化）を容認するというのではなく、具体的な政策推進過程や予算計上の段階において、さらに議論して決定していくものであることをあらためて確認する。

地方自治体を取り巻く環境が益々厳しくなることを認識し、行財政経営の基本となる「最小の経費で最大の効果」を忘れること無く、第6次総合計画の各施策の目標達成に向けて、引き続きPDCAサイクルのもと、効果の検証と必要な改善に積極的に取り組み、適切な財政運営と関連する個別計画の確実な推進に努められることを強く期待する。

以上、調査報告とする。



## 休会中の所管事務調査の申し出

各常任委員会等から、休会中の所管事務調査等の通知があったので報告する。

令和5年12月12日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

| 常任委員会名    | 調査事件名   |
|-----------|---|
| 総務教育常任委員会 | 調査事件3 部活動の地域移行への取り組み状況について<br>調査事件5 福島商業高等学校の魅力化について<br>調査事件6 福島松前間防災道路実現に向けた取り組みについて<br>調査事件7 その他所管に関する事項について  |
| 経済福祉常任委員会 | 調査事件11 第9期介護保険事業計画の策定について<br>調査事件12 岩部地区等活性化基本構想の策定について<br>調査事件13 アワビ陸上養殖事業の進捗状況について<br>調査事件14 昆布養殖作業省力化検討計画について<br>調査事件15 福島漁港海岸環境施設（横綱ビーチ）の管理について<br>調査事件16 その他所管に関する事項について |
| 広報広聴常任委員会 | 調査事件5 その他所管に関する事項について   |
| 議会運営委員会   | 地方自治法第109条第3項に規定する事項<br>1 議会の運営に関する事項<br>2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項<br>3 議長の諮問に関する事項  |

## 渡島西部広域事務組合議会の報告

渡島西部広域事務組合議会より、12月1日開催の令和5年第3回定例会の報告があったので、下記のとおり報告する。

令和5年12月12日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

### 令和5年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の 結果について (報告)

令和5年12月4日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

渡島西部広域事務組合議会議員  
報告者 木村 隆

令和5年12月1日に開催された、令和5年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の結果を報告します。

#### 1 定例会の内容について

第3回定例会では、条例の一部改正や補正予算の計3件の議案審議が行われました。

#### 2 行政報告の内容について

消防関係で、2件の行政報告がありました。

##### (1) 火災の発生状況について

9月7日(木)に木古内町大平地区で、バイクによる火災が発生しております。なお、火災の原因等につきましては、バイク走行中、ブレーキディスクの異常発熱による出火で、転倒した運転者1名が救急搬送されております。

##### (2) 行方不明者の捜索について

10月31日(火)に福島町千軒地区において、休暇中の当組合消防職員3名が、大千軒岳を登山中に熊に襲われる事案が発生し、2名の職員が怪我を負いましたが、

幸い軽傷で済んでおります。

また、大千軒岳において、登山中の行方不明者が判明し、11月1日（水）に福島消防署員が警察等による捜索隊に参加し、防災ヘリとの合同捜索を行いました。翌日2日（木）にご遺体で発見されております。

改めて、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

### 3 一般質問について

1名の議員から一般質問がありました。

|       |   |
|-------|---|
| 質問者   | 6番 木村 隆 議員（福島町）   |
| 質問事項  | 消防団員の退職報償金とOB団員制度について   |
| 質問の要旨 | <p>消防庁の報道資料によると、令和5年4月における全国的な消防団員数は、入団員が8年ぶりの増加となったものの、退団者も大きく増え、全国的な消防団員数は過去最少となっています。退団理由は様々あると思いますが、その一つに30年以上在職しても、退職報償金（以下、退職金）が増えないという不確かな話があり、勤続30年で区切りをつけて退団する傾向が見受けられるため、以下の点について伺います。</p> <p>1 渡島西部広域事務組合例規集には、勤続年数、階級に応じた退職金の支給額表の記載がありませんが、どのような基準で退職金の金額が決まり、退団者に支給しているのか伺います。</p> <p>2 退職金についての制度説明を、消防団員にする機会が必要と考えますが、見解を伺います。</p> <p>3 勤続30年で仮に50歳で退団するにしても、体力的に消防団活動は十分にこなしていけると考えます。一度退団した方でも、再度団員として分団に所属することが出来るようOB団員制度を創設し、団員数の減少を緩やかにする仕組みも必要と考えますが、見解を伺います。</p> |

### 4 審議した議案の内容

| 件 名   | 内 容  |
|---|--|
| 議案第1号<br>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<br>【原案可決】        | 令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、給料表の改定、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる改正をしました。                     |
| 議案第2号<br>渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例<br>【原案可決】   | 消防法施行規則及び対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき改正しました。 |
| 議案第3号<br>令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）<br>【原案可決】 | 退職手当組合負担率変更に伴う共済費の減額などの補正をしました。<br>補正額 1,055万円減額<br>予算総額 16億535万2千円      |

※議案・関係資料は、議会事務局に保管してありますので、ご参照ください。